

介護老人保健施設夕なぎケアセンター運営規程
(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

(規程の目的)

第1条 社会福祉法人夕凧会が開設する介護老人保健施設夕なぎケアセンター（以下「当施設」という）が実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、一時入所が必要な要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び家族負担の軽減を目指し、介護予防においては、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設 夕なぎケアセンター |
| (2) 開設年月日 | 平成9年8月1日 |
| (3) 所在地 | 岡山市東区宿毛 745-1 |
| (4) 電話番号 | 086-946-2600 |
| (5) FAX 番号 | 086-946-2603 |
| (6) 管理者名 | 森宏志 |

(7) 事業者番号 3350180133

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次の通りとし、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 薬剤師 | 調剤薬局と契約 |
| (4) 看護、介護職員 | 27人以上 |
| (5) 支援相談員 | 1人以上 |
| (6) PT、OT、ST | 1人以上 |
| (7) 管理栄養士 | 1人以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (9) 事務員 | 2人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（PT、OT、ST）は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。また、給食会議を主催するとともに委託業者への指導を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続き及び、利用者身体状態の委託調査を行う。
- (10) 事務職員は、主として金銭の出納、介護報酬請求業務、各種事務手続きを行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 施設サービス費等の額は介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 別表に掲げるものについては、別に利用者から利用料の支払いを受けることができる。なお、食費については1食あたりの料金とする。また、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を、「居住費」については1日当たりの料金、「食費」については1日当たりの上限料金とする。

| | 従来型個室 | | 多床室 | |
|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 食費 | 居住費 | 食費 | 居住費 |
| 第1段階 | 300 | 490 | 300 | 0 |
| 第2段階 | 390 | 490 | 390 | 370 |
| 第3段階① | 650 | 1,310 | 650 | 370 |
| 第3段階② | 1,360 | 1,310 | 1,360 | 370 |

(2) 当施設はサービスの提供に先立ち、あらかじめ利用者又は家族に対しサービスの内容及び費用の支払いについて文書により説明するとともに、前項に掲げるもので利用者又は家族の希望したものを施設が提供する場合には、支払いに同意する旨の文書に署名(本人(代筆可)、家族自署)を受けることとする。

(通常の送迎の実施区域)

第10条 通常の送迎の実施区域は次の通りである。

岡山市東区役所管内、瀬戸内市

(施設利用にあたっての留意事項)

第11条 施設利用にあたっての利用者の守るべき事項は次の通りとする。

- (1) 面会は9:00から20:00までとし、面会者は備付けの伝票に必要事項を記載して出入することとする。ただし、感染症のパンデミック等の特別な場合は、行政機関、保健所の指導のもと、面会を禁止もしくは制限する場合がある。
- (2) 消灯時間は21:00とする。
- (3) 外出・外泊は医師の許可を得た上で行う。
- (4) 飲酒は原則禁止だが、飲酒は施設管理医師による医学的許可があり、かつ集団生活上の問題がない場合に限り職員のもとにこれを認める。その場合の飲酒量は医師の判断により許可された量を限度とする。また規約違反の場合、施設の判断のもとこれを禁止できる。
- (5) 喫煙は健康増進法に則り、敷地内全面禁煙とする。
- (6) 火気の取り扱い禁止する。
- (7) 設備・備品の利用は業務遂行に支障のない限りこれを認める。
- (8) 所持品・備品などの持ち込みは、他の利用者の迷惑にならないような身の回りの品に限りこれを認める。
- (9) 金銭・貴重品の管理は原則として事務所で行う。
- (10) 外泊時等の施設外での受診は、緊急の場合を除きこれを認めない。
- (11) 宗教活動は、他の利用者の迷惑にならないような身の回りの活動に限りこれを認める。
- (12) ペットの持ち込みはこれを禁止する。

(13) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

(14) 他利用者の迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者あるいは、管理者が指名した職員を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。ただし厨房は事業所と委託契約した業者の職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…… 年 2 回以上

（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）

② 非常災害用の使用方法の訓練 …………… 随時

③ 非常時の飲料水、及び食料の備蓄を行う。

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行うとともに義務付けられた行政機関、入所者の家族等への報告を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼する。

3 当施設は、利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

5 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

6 前 5 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (5) 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(成年後見制度の活用支援)

第 16 条 当施設は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(職員の服務規律)

第 17 条 当施設職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 19 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人 夕凧会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、

必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
 - 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）

第22条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うこととする。

（個人情報保護）

第23条 個人情報については、別に定める社会福祉法人 夕凧会の「個人情報保護規程」により管理し保護することとする。

（苦情解決体制の整備）

第24条 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設ける。

2 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行うものとする。

3 当施設は、提供した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（身体の拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続）

第25条 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に当たっては、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師の医学的管理のもと、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等必要な事項をケア記録に記載することとする。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用料の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知、岡山市例規並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については社会福祉法人 夕凧会と施設管理者と協議して定めるものとする。
- 5 事業所の会計と他の事業所の会計は区分する。
- 6 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。また、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(付則) この規定は、平成13年4月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成17年10月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成18年4月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成19年10月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成24年4月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成24年10月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成25年4月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成26年1月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成26年4月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成27年4月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成27年8月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成29年4月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成30年4月1日から施行する。

(付則) この規定は、平成31年1月1日から施行する。

(付則) この規定は、令和元年12月1日から施行する。

(付則) この規定は、令和5年10月1日から施行する。

別に定める料金表

介護老人保健施設 夕なぎケアセンター

短期入所療養介護利用者から当施設にお支払いいただく利用料は次の通りである。

記

| | |
|--------------------|--|
| 居住費 | 多床室 377 円／日 従来型個室 1,688 円／日 |
| 食費 | 朝 361 円 昼 578 円 夕 506 円 |
| おやつ代 | 70 円／食 |
| 日用品費 | 実費 |
| 教養娯楽費 | 実費 |
| 理美容代 | 1,500 円／回（カットのみの場合） ベッドサイド、顔剃り、パーマ、染色等は別途実費 |
| 洗濯代（利用者の私物にかかる洗濯代） | 3,200 円／15 日以内 6,400 円／16 日～31 日 |
| 個人的電気製品使用電気代 | 1 種類 50 円／日 2 種類 100 円／日 3 種類以上 150 円／日 |
| 予防接種代金 | 最高 6,500 円／回 |

その他、介護保険法で施設提供が義務付けられているもの以外で、個人が購入したものの実費を当施設が立て替えて支払った場合、その実費分を利用料に加えて請求する場合がある。

以上